

第4回「知床遊覧船事故対策検討委員会」の結果(まとめ)

1. 事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化
旅客船事業者に対応しい安全意識の確保

- 事務局からお示した「対策の方向性(案)」について、概ねご理解頂いた。
- ① 管理者の資質の確保
 - 安全統括管理者及び運航管理者の選任時の試験と資格更新(2年毎の講習)の制度創設
 - ② 不適格な事業者の排除
 - 監査を強化・徹底するとともに、事業許可の更新制度(5年)を創設
 - 地域からの情報・通報や行政処分・指導履歴等を踏まえ監査を重点的に実施
 - ③ 運輸安全マネジメントの強化
 - 小型旅客船事業者に対する運輸安全マネジメントを強化
 - ・小型旅客船事業者の経営トップの安全意識の底上げ・向上
 - ・経営トップの交代があった事業者等には、重点的に評価を実施
 - 小型旅客船事業者の運輸安全マネジメント評価結果と監査情報を共有
 - ④ 地域全体の安全レベルの向上
 - 地域の関係者が連携し安全意識を高め知見を共有する取組や、相互連絡体制の構築を促進
- また、関連して、
- 「安全統括管理者の位置づけを踏まえ試験等の内容に反映すべき」
 - 「経営者が交代するケースについて、どう対応すべきか」
 - 「協議会には、行政など外部の人が関われる仕組みが必要」
 - 「既存の協議会を活用しても良いのではないか」
 - 「新たな仕組みを設ける際、国側のマンパワーが十分か留意すべき」
- などの意見を頂戴した。

2. 安全管理規程の実効性の確保

- 事務局からお示した「対策の方向性(案)」について、概ねご了解頂いた。
- ① 事業者による運航の可否判断の客観性確保
例：気象・海象情報の取得手段(気象庁 HP 等)も含めた運航可否判断の時点・手順の具体化、地域旅客船安全協議会(仮称)での情報共有等
 - ② 安全管理規程(運航基準含む)や、規程に基づき作成される運航可否判断のフロー図、その判断結果等の公表義務化
(原則としてインターネットで公表)
 - ③ 運航管理の責任体制の明確化
(補助者や代行の選任を廃止し、運航管理に係る権限を運航管理者へ一元化、運航管理者の当番表作成、乗船時間中の船長は、運航管理者との兼務を禁止)
 - ④ 安全管理規程(ひな形)の充実及び重要な規定の法令化
例：各種記録(定点連絡、運航管理者の当番表含む)の徹底と記録簿の保存、運航可否判断の時点・手順の具体化等
 - ⑤ 安全管理規程の届出時におけるチェックの厳格化
例：チェックマニュアルの作成
- また、関連して、
- 「本件事故の最も決定的な要因は、発航可否判断の部分」
 - 「運航管理者と船長が対等で、判断が適切に行われる仕組みが必要」
 - 「発航可否判断の手順の明確化が重要」
 - 「気象予報の精度的意味を理解した上での判断が必要」
 - 「ローカルな気象情報を含め、様々な情報源を活用することが有用」
- などの意見を頂戴した。

※今後の対策の方向性として概ねご了解頂いた項目については、速やかに具体化のための作業を進めていく。

以上